

平成26年6月11日

株 主 各 位

東京都港区南青山二丁目6番18号  
日本アセットマーケティング  
株 式 会 社  
代表取締役社長 越 塚 孝 之

### 第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第15期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、平成26年6月25日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔書面（郵送）による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合〕

3頁から4頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいまして、画面の案内に従って、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

- |                 |                                                                                                                                    |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 日 時          | 平成26年6月26日（木曜日）午前10時                                                                                                               |
| 2. 場 所          | 千葉県浦安市美浜1-9<br>浦安ブライトンホテル 1F フィースト<br>(会場が昨年までと異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。)                                   |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 1. 第15期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）<br>事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第15期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）<br>計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項         |                                                                                                                                    |
| 第1号議案           | 当社と株式会社マザーズオークション及び株式会社マーズとの各吸収合併契約承認の件                                                                                            |
| 第2号議案           | 定款一部変更の件                                                                                                                           |
| 第3号議案           | 取締役4名選任の件                                                                                                                          |
| 第4号議案           | 監査役1名選任の件                                                                                                                          |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

当社は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.jasset.co.jp/>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

③第1号議案「当社と株式会社マザーズオークション及び株式会社マーズとの各吸収合併契約承認の件」に記載すべき事項のうち、3. 会社法施行規則第191条に定める内容の概要(2)株式会社マザーズオークションの最終事業年度に係る計算書類等(3)株式会社マーズの最終事業年度に係る計算書類等

なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

また、事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社のウェブサイト (<http://www.jasset.co.jp/>) に掲載させていただきます。

## 【インターネットによる議決権行使のご案内】

### 1. 書面並びにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

### 2. インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

### 3. インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

#### (1) 議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。

- ② パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ③ 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- ④ インターネットによる議決権行使は、平成26年6月25日（水曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

## (2) インターネットによる議決権行使方法について

- ① 議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。
- ② 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ③ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

## (3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になります。これらの料金も株主様のご負担となります。

## 4. 招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコン又はスマートフォンにより議決権行使サイトでお手続きください。

（携帯電話ではお手続きできません。また携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。）

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

(添付書類)

## 事業報告

(自 平成25年4月1日)  
(至 平成26年3月31日)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

(注)文中の将来に関する事項は、本資料作成日現在において当社グループが判断したものであります。

##### ① 企業集団の事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府・日銀による経済政策により、企業業績や雇用情勢等に改善が見られるなど、景気の回復基調で推移しております。しかし、一方では消費税率引き上げの影響も懸念され、先行き不透明な状況にあります。当社グループを取り巻く不動産業界におきましても、政府・日銀による経済政策を背景に、一部地価の上昇等持ち直しの動きを見せ、不動産の流動性に関し活性化の兆しが高まっております。

このような状況のもと、当連結会計年度において、当社グループでは、不動産賃貸事業及び不動産管理事業に経営資源を集中し、不動産の効率的活用・管理をすることにより、安定した収益の獲得を図り、当社の収益基盤の強化を目指しました。また、その他事業においては、SEO効果も徐々に成果が出てきておりますが、リスティング等のサイトやサービスそのものの認知度向上にはまだ至っておらず収益に大きく貢献するには至りませんでした。

その他、特別利益の計上について、PCB廃棄物処理に伴う内容等を見直した結果、PCB廃棄物処理費用引当金戻入益23百万円を計上いたしました。また特別損失の計上について、不動産オークション事業及び不動産ポータルサイト開発に係るソフトウェアについて、現在使用されておらず、今後事業の用に供しない資産を除却し、固定資産除却損57百万円を計上いたしました。さらに当社の保有する固定資産(主にソフトウェア)について将来の回収可能性を検討した結果、不動産レポート事業及びCMネット事業に係る減損損失19百万円を計上いたしました。そして、繰延税金資産の計上について、繰延税金資産の回収可能性を慎重に検討した結果、平成26年3月期において、法人税等調整額△1,132百万円を計上いたしました。

その結果、当連結会計年度の連結業績は、売上高33億78百万円(前年同期比32億47百万円の増加)、営業利益11億5百万円(前年同期は営業損失3億85百万円)、経常利益8億3百万円(前年同期は経常損失4億27百万円)、当期純利益18億33百万円(前年同期は当期純損失2億5百万円)となりました。

当連結会計年度における各事業の種類別セグメントの概況(外部売上高等)は次のとおりです。

なお、当連結会計年度より、従来、報告セグメントと記載しておりました「不動産オペレーション事業」、「広告事業」及び「ビジネスサービス事業」の3区分から、「不動産賃貸事業」、「不動産管理事業」及び「その他事業」の3区分に変更しております。

これは、当社グループが、不動産賃貸事業及び不動産管理事業に経営資源を集中し、不動産の効率的活用・管理をすることに伴う報告セグメントの変更であります。

以下の前年同期比較については、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

「不動産賃貸事業」

当連結会計年度におきましては、事業用収益物件を取得し、収益の増強を進めてまいりました。その結果、売上高26億73百万円（前年同期比25億88百万円の増加）、営業利益13億57百万円（前年同期は営業損失21百万円）となりました。

「不動産管理事業」

当連結会計年度におきましては、建物（一部物件については、土地及び建物）の取得、賃貸借並びに事業用定期借地契約が締結されたことに伴い、不動産管理事業の業容が拡大いたしました。その結果、売上高5億93百万円（前年同期比5億87百万円の増加）、営業利益47百万円（前年同期は営業損失18百万円）となりました。

「その他事業」

当連結会計年度におきましては、当社が運営する『ススムなび』のSEO効果も徐々に成果は出てきておりますが、広告媒体としての認知度を高めるための効果的な施策が十分に図れませんでした。また、自動デューデリジェンスレポートのバージョンアップを始め、データベースの整備・拡充に努めましたが、営業リソースの強化等が実現できず、売上高1億11百万円（前年同期比72百万円の増加）、営業損失1億79百万円（前年同期は営業損失2億27百万円）となりました。

（単位：百万円）

	不動産賃貸 事業	不動産管理 事業	その他事業	調整額	連結
売 上 高					
(1)外部顧客に対する売上高	2,673	593	111	—	3,378
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	2,673	593	111	—	3,378
営業利益又は損失 (△)	1,357	47	△179	△120	1,105

② 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は496億25百万円であります。その主な内訳は有形固定資産495億77百万円であり、不動産賃貸事業に係る事業用収益物件の取得によるものであります。

③ 資金調達の状況

株式会社みずほ銀行及び株式会社りそな銀行をアレンジャーとして、固定資産の取得資金の確保を目的とした310億円の賃料債権流動化による資金調達を実行しました。本調達は、当社が株式会社ドンキホーテホールディングス及びその子会社に対して有している賃料債権を裏付けとして調達を行うものであります。

また、当社の親会社である株式会社ドンキホーテホールディングスとの金銭消費貸借契約により資金調達した金額は195億円であります。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 12 期 (平成23年3月期)	第 13 期 (平成24年3月期)	第 14 期 (平成25年3月期)	第 15 期 (平成26年3月期) (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	287	83	131	3,378
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	△1,417	△595	△427	803
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	△1,413	△802	△205	1,833
1株当たり当期純利益又は1 株当たり当期純損失(△) (円)	△3,028.34	△1,243.83	△193.86	6.82
純 資 産 (百万円)	86	△152	204	3,725
総 資 産 (百万円)	798	329	313	58,776
1株当たり純資産額 (円)	160.28	△191.75	139.37	13.48

- (注) 1. 1株当たり当期純利益及び1株当たり当期純損失(△)は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 当社は平成25年11月1日付で1株につき100株の割合をもって株式分割を行っておりますことから、株式分割が期首に行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算出しております。
- なお、第12期の期首に株式分割が行われたと仮定して遡及修正を行った場合の、1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額は以下のとおりであります。

区 分	第 12 期 (平成23年3月期)	第 13 期 (平成24年3月期)	第 14 期 (平成25年3月期)
1株当たり当期純損失(△) (円)	△30.28	△12.44	△1.94
1株当たり純資産額 (円)	1.60	△1.92	1.39

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	主要な事業内容
株式会社エルエヌ	100百万円	49.19%	不動産事業

(注) 当社は、平成25年4月22日付で株式会社ドン・キホーテ（現株式会社ドンキホーテホールディングス）の連結子会社である株式会社エルエヌに対し、第三者割当による新株式発行を行ったことから、株式会社エルエヌが当社の親会社に該当しております。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社マザーズオークション	10百万円	100%	ビジネスサービス事業
株式会社マーズ	1百万円	100%	不動産賃貸事業 不動産管理事業

(注) 当社の連結子会社であった株式会社東京不動産取引所は、平成25年11月29日付で、当社を存続会社とする吸収合併により解散しております。

### (4) 対処すべき課題

中長期的な会社の経営戦略を達成するための、現状の課題は以下のとおりであります。

#### ① 人材の確保と組織体制の構築

ドン・キホーテグループ各社より51物件の不動産を譲り受けました。それに伴い、従来の事業モデルから不動産賃貸及び不動産管理事業に事業内容がシフトしており、現状の事業内容に適応した人材確保と組織体制の構築が急務であります。

#### ② 新たな不動産管理事業の提案

アセットマネジメント、プロパティマネジメント、ファシリティマネジメントの3つのマネジメント機能を有効活用し、新たなビジネスサービスをお客様に提案してまいります。

#### ③ コンプライアンス体制及び監査体制の強化

当社グループは、当連結会計年度において、株式分割に伴う公告手続の不備により、東京証券取引所へ「改善報告書」（平成25年10月24日付）及び「改善状況報告書」（平成26年5月2日付）を提出しております。

また、当連結会計年度において、過去に発生いたしました不適切な会計処理が判明し、第三者委員会による調査の結果、過年度決算の訂正を行っております。さらに平成26年5月15日付で東京証券取引所より上場契約違約金の支払及び改善報告書の提出を求める旨の通知を受領しております。

このような事態を厳粛に受け止め、再発防止に努め、コンプライアンス体制及び監査体制を強化してまいります。



(5) 主要な事業内容（平成26年3月31日現在）

当社グループは、当社、連結子会社2社により構成されております。  
平成25年3月に株式会社ドン・キホーテ（現株式会社ドンキホーテホールディングス）と資本業務提携を行ったこと、及び平成25年12月に同社グループが保有する不動産の取得を行ったことに伴い、従来の事業内容から、同社グループの所有不動産の効率的運用を行う事業内容へとシフトいたしました。  
これにより、当連結会計年度末現在では、「不動産賃貸事業」を収益の中核とし、「不動産管理事業」「その他事業」を行っております。

(6) 主要な事業所（平成26年3月31日現在）

当社 葛西事務所	東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号
南青山事務所	東京都港区南青山二丁目6番18号
大阪事務所	大阪府大阪市天王寺区上之宮町1番24号
株式会社マザーズオークション	東京都港区南青山二丁目6番18号
株式会社マーズ	大阪府大阪市天王寺区上之宮町1番24号

(注) 当社の連結子会社であった株式会社東京不動産取引所は、平成25年11月29日付で、当社を存続会社とする吸収合併により解散しております。

(7) 使用人の状況（平成26年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
78名	68名増

- (注) 1. 使用人数には当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。  
2. 使用人数は就業人員であり、パートタイマー等の臨時使用人は含まれておりません。  
3. 使用人数が前連結会計年度末と比べて68名増加したのは、不動産賃貸事業及び不動産管理事業に経営資源を集中し、同事業の業容が拡大したことに伴い、従業員数が増加したことに由来するものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
76名	71名増	37.1歳	3.8年

- (注) 1. 使用人数には当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。  
2. 使用人数は就業人員であり、パートタイマー等の臨時使用人は含まれておりません。  
3. 使用人数が前期末と比べて71名増加したのは、不動産賃貸事業及び不動産管理事業に経営資源を集中し、同事業の業容が拡大したことに伴い、従業員数が増加したことによるものであります。  
4. 平均勤続年数は、転籍異動した者の転籍元会社での勤続年数を通算しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成26年3月31日現在）

借入先	借入金額残高
株式会社ドンキホーテホールディングス	19,500百万円

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成25年4月の第三者割当増資を実行したことにより、株式会社ドン・キホーテ（現株式会社ドンキホーテホールディングス）の連結子会社となりました。

また、ドン・キホーテグループの組織再編の一環として、平成25年12月に同グループ各社が保有する51物件、総額466億円の不動産を譲り受けました。さらに、平成26年5月に追加で24物件、総額91億円の不動産を譲り受けました。

これにより、従来の事業モデルから不動産の効率的な運用と管理を行う事業内容へとシフトし、収益の大幅改善を実現しております。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成26年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 500,000,000株  
(注) 発行可能株式総数は、平成25年4月22日付で実施した第三者割当による新株の発行及び平成25年11月1日付で実施した株式分割（1株を100株に分割）に伴い、498,000,000株増加しております。
- ② 発行済株式の総数 276,432,400株  
(注) 発行済株式総数は、平成25年4月22日付で実施した第三者割当による新株の発行により1,300,000株、平成25年11月1日付で実施した株式分割（1株を100株に分割）により273,668,076株増加しております。
- ③ 株主数 17,694名（前期末比 164名減少）
- ④ 大株主（上位10位）

株主名	持株数	持株比率
株式会社エルエヌ	136,000,000株	49.19%
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE SEGREGATION ACC	14,750,000株	5.33%
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカ운ト ジェイビーアールディ アイエスジー エフイー-エイシー	13,357,600株	4.83%
OKASAN INTERNATIONAL (ASIA) LIMITED A/C CLIENT	10,396,300株	3.76%
ミズホ セキュリティーズ アジア リミテッド クライアント アカ운ト 69250601	6,297,900株	2.27%
深江今朝夫	3,000,000株	1.08%
池添吉則	2,811,000株	1.01%
菅原広隆	2,440,000株	0.88%
藤見幸雄	2,267,700株	0.82%
本岡一也	2,260,000株	0.81%

(注) 持株比率は自己株式（200株）を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況（平成26年3月31日現在）

当事業年度中に行使期間が満了したことから、該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成26年3月31日現在）

当会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	越塚孝之	株式会社マザーズオークション代表取締役社長 株式会社マーズ代表取締役社長 日本商業施設株式会社取締役 株式会社リアリット取締役
取締役	安本龍司	株式会社ドン・キホーテシェアードサービス 契約管理部部長
取締役	栗原裕二	株式会社ドン・キホーテシェアードサービス 主計部課長
常勤監査役	鹿谷豊一	株式会社ドン・キホーテシェアードサービス 主計部課長
監査役	勝瀬崇	株式会社ドン・キホーテシェアードサービス 総務部部長代理
監査役	馬淵亜紀子	弁護士 株式会社リアリット監査役

- (注) 1. 取締役栗原裕二氏は、平成25年4月19日開催の臨時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。また、取締役栗原裕二氏を除く取締役の2氏及び監査役の3氏は、平成25年6月27日開催の第14期定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
2. 監査役勝瀬崇氏及び馬淵亜紀子氏は、社外監査役であります。また馬淵亜紀子氏を東京証券取引所に独立役員として届けております。
3. 常勤監査役鹿谷豊一氏は、経理業務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

#### ② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
安部真一	平成25年4月19日	辞任	取締役
前田陽子	平成25年6月27日	辞任	取締役
鹿谷豊一	平成25年6月27日	辞任	取締役
吉村淳	平成25年6月27日	辞任	取締役
梶江靖史	平成25年6月27日	辞任	常勤監査役
津田尚廣	平成25年6月27日	辞任	監査役（社外）
重光静武	平成25年6月27日	辞任	監査役（社外）
池添吉則	平成26年3月28日	辞任	取締役会長 株式会社マザーズオークション 代表取締役社長 株式会社マーズ代表取締役社長

③ 取締役及び監査役に支払った報酬等の額

1) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の額
取締役 (内、社外取締役)	4名 (-名)	15百万円 (-百万円)
監査役 (内、社外監査役)	4名 (2名)	4百万円 (1百万円)
合計	8名 (2名)	19百万円 (1百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 上記の人数には、事業年度中に辞任した取締役2名及び監査役3名を含んでおります。一方で、無報酬の取締役4名(うち3名は事業年度中に辞任)及び監査役2名を除いております。  
 3. 報酬限度額は、取締役が月額30百万円、監査役が月額3百万円であります。

2) 社外役員が親会社及び子会社等から受けた報酬等の総額

当事業年度において、社外役員が、役員を兼任する関係会社から、役員として受けた報酬等の総額は2百万円であります。

④ 社外役員に関する事項

1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役勝瀬崇氏は、株式会社ドン・キホーテシェアードサービス総務部長代理であります。同社は、当社の親会社である、株式会社エルエヌの親会社の株式会社ドンキホーテホールディングスの連結子会社であり、当社と業務委託契約に基づく取引が存在いたします。

また、監査役馬淵亜紀子氏は、株式会社リアリット監査役であります。同社は、当社の親会社である、株式会社エルエヌの親会社の株式会社ドンキホーテホールディングスの連結子会社であります。

なお、社外監査役2名は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者等又は使用人との親族関係について、該当する事項はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

活動状況	
監査役 勝瀬 崇	就任後に開催された取締役会及び監査役会の100%に出席いたしました。主に労務管理の分野での専門的な知識と経験を活かし、客観的な立場から、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。
監査役 馬淵 亜紀子	就任後に開催された取締役会及び監査役会の100%に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。

当連結会計年度において、株式分割に伴う公告手続の不備により、東京証券取引所へ「改善報告書」(平成25年10月24日付)及び「改善状況報告書」(平成26年5月2日付)を提出しております。また、過去に発生いたしました不適切な会計処理が判明し、第三者委員会による調査の結果、過年度決算の訂正を行っており、平成26年5月15日付で東京証券取引所より上場契約違約金の支払及び改善報告書の提出を求める旨の通知を受領しております。このような事実に対し、当社取締役会が行った法令遵守体制の一層の充実・強化などの再発防止策や対応について、適切に監査を行うなどその職務を果たしております。

### 3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めておりますが、現時点においては社外監査役との間で責任限定契約を締結していません。

### (4) 会計監査人の状況

#### ① 会計監査人の名称 UHY東京監査法人

(注) 当社の会計監査人であった清和監査法人は、平成25年6月27日開催の第14期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

#### ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支払額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬の額	13百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	13百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

#### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社の監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合のほか、その必要があると判断した場合は、取締役会に会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的事項とすることを請求します。

また、当社の取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合のほか、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的事項とします。

### (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

#### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役は平素より法令遵守に基づいた経営を目指し、当社及び当社の子会社に法令遵守の精神が徹底されるよう引き続き率先して行動する。

(2) 取締役の適正な職務執行を図るため、社外監査役を2名以上おき、公正で透明性の確保された監査を徹底する。

(3) 弁護士などの社外有識者を加えた人員で構成した「コンプライアンス委員会」により、公明正大で高い倫理観に則った事業活動の確保、企業統治体制と運営の適法性を確保する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 株主総会議事録、取締役会議事録及び重要な会議の議事録、並びにこれらの関連資料を保存、管理するための担当部署をおき、これらを

10年間保存し、必要に応じて閲覧が可能な状態を維持する。

(2) 社内の情報ネットワークセキュリティ向上のためのツールの導入及び「情報セキュリティ管理規程」の適時適切な見直しを行い、社内における情報の共有を確保しつつ、その漏洩を防止する体制を確保する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の発生を予防するための情報の収集及び分析、並びに発生した損失の拡大を防止するため、リスク管理に関する規定を設け、リスクカテゴリーごとにリスク管理の担当部署を定めそれぞれの個別のリスクの管理を行うとともに、取締役会及び担当部署が当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。

リスク管理状況の監査については、内部監査室がこれを監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告していく。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役の職務の効率性を確保するため、取締役の合理的な職務分掌、チェック機能を備えた権限規程等を定め、あるいは既存の規程等を見直す。取締役会は、取締役会規則に基づき、毎月1回開催されるほか、必要に応じ適宜臨時に開催される。取締役会の決定に基づく業務執行については、職務権限規程その他の社内規程に従い、それぞれの責任者及びその責任を明確にし、効率的に職務の執行が行われる体制を確保する。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コンプライアンス委員会は、取締役会の諮問機関として、コンプライアンスの推進・徹底を図る。

(2) コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する事項の教育を含めた企画立案を行い、コンプライアンス委員会の指示に基づき、コンプライアンス事務局がその運営を行う。

(3) 法令及び社内ルールに関して疑義のある行為について、従業員が社外機関へ直接通報できる「コンプライアンスホットライン」制度を設置し、同制度が有効に機能するよう同制度の周知を徹底する。また、同制度の運用にあたっては、通報者に不利益が及ぶことのないように、その保護を最優先事項とする。

⑥ 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社及び当社の子会社の業務の遂行状況について、内部監査室が適時適切に取締役会へ報告がされなければならない。

(2) 当社及び当社の子会社の業務の遂行の適正を確保するため内部監査室が、当社の子会社と連携し、内部統制整備の実施状況を把握する。さらに、グループ全体の内部統制について、共通認識のもとに体制整備を行うべく、コンプライアンス委員会が必要に応じて指導・支援を実施する。

(3) 当社の子会社の適正な業務の遂行を図るために、「関係会社管理規程」を整備し、当社の子会社の管理を行う。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の求めに応じ、監査役及び監査役会の職務を補助するため、監査役会事務局を設置する。

- ⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役会事務局スタッフについての人事（処遇、懲罰を含む）については、事前に常勤監査役に報告しなければならない。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制  
取締役及び使用人は、会社に著しい損害を与える事項が発生し、又は発生するおそれがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役に報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役又は監査役会に報告する。また、監査役は、取締役会のほか、重要会議への出席により職務執行に係る重要事項及びコンプライアンス委員会への出席によりコンプライアンス上の重要事項に関する報告を受ける。  
内部監査室は、各内部監査項目の内部監査が終了するごとに代表取締役社長へ報告するとともに監査役会への報告も行う。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役と取締役及び当社の子会社の取締役、監査役との意思疎通を図る機会を設け、監査の実効性を確保する。監査役は内部監査室と緊密な連携を保ち、内部監査報告書を閲覧して、社内諸規程に対する準拠性の監査を補完するものとする。また、会計監査人から監査報告書を受領した場合には、その報告の内容が相当であることを確認しなければならない。

#### (6) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

# 連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	8,757	流 動 負 債	7,471
現金及び預金	4,239	短期借入金	1,500
売掛金	239	債権流動化に伴う 支払債務	4,296
未収消費税等	1,399	未払金	672
預け金	871	未払法人税等	64
繰延税金資産	1,146	その他	937
その他	861	<b>固 定 負 債</b>	<b>47,579</b>
貸倒引当金	△0	長期借入金	18,000
<b>固 定 資 産</b>	<b>50,019</b>	債権流動化に伴う 長期支払債務	25,294
<b>有形固定資産</b>	<b>49,379</b>	預り保証金	4,006
建物及び構築物	30,627	繰延税金負債	30
工具、器具及び備品	2	PCB廃棄物処理費用引当金	3
土地	18,491	資産除去債務	245
建設仮勘定	257	<b>負 債 合 計</b>	<b>55,051</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>105</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
ソフトウェア	61	<b>株 主 資 本</b>	<b>3,725</b>
ソフトウェア仮勘定	28	資 本 金	4,097
商 標 権	14	資 本 剰 余 金	2,290
その他	0	利 益 剰 余 金	△2,661
<b>投資その他の資産</b>	<b>534</b>	自 己 株 式	△0
差入保証金	459	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>3,725</b>
その他	75	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>58,776</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>58,776</b>		



# 連結損益計算書

(自 平成25年4月1日)  
(至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,378
売 上 原 価		1,901
売 上 総 利 益		1,476
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		370
営 業 利 益		1,105
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	20	
そ の 他	1	22
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	127	
株 式 交 付 費	8	
支 払 手 数 料	70	
債 権 流 動 化 費 用	117	
そ の 他	0	324
経 常 利 益		803
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	19	
P C B 廃 棄 物 処 理 費 用 引 当 金 戻 入 益	23	42
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	57	
減 損 損 失	19	
特 別 調 査 費 用	14	91
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		754
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	54	
法 人 税 等 調 整 額	△1,132	△1,078
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		1,833
当 期 純 利 益		1,833

# 連結株主資本等変動計算書

(自 平成25年4月1日)  
(至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括 利益累計額	新 子 約 株 権	純 資 産 計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他の有価証券 評価差額金		
平成25年4月1日残高	3,252	1,445	△4,495	△0	202	1	0	204
新株の発行	845	845			1,690			1,690
当期純利益			1,833		1,833			1,833
純資産の部に直接計上された その他の有価証券 評価差額金の増減					-	△1		△1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					-		△0	△0
連結会計年度中の変動額合計	845	845	1,833	-	3,523	△1	△0	3,521
平成26年3月31日残高	4,097	2,290	△2,661	△0	3,725	-	-	3,725

# 貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>8,748</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>7,458</b>
現 金 及 び 預 金	4,211	関 係 会 社 短 期 借 入 金	1,500
売 掛 金	225	債 権 流 動 化 に 伴 う 支 払 債 務	4,296
預 け 金	871	未 払 金	671
未 収 消 費 税 等	1,399	未 払 法 人 税 等	59
繰 延 税 金 資 産	1,145	前 受 収 益	736
そ の 他	896	そ の 他	195
貸 倒 引 当 金	△0	<b>固 定 負 債</b>	<b>47,566</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>50,011</b>	関 係 会 社 長 期 借 入 金	18,000
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>49,378</b>	債 権 流 動 化 に 伴 う 長 期 支 払 債 務	25,294
建 物	30,626	預 り 保 証 金	4,004
工 具、器 具 及 び 備 品	2	繰 延 税 金 負 債	18
土 地	18,491	PCB廃棄物処理費用引当金	3
建 設 仮 勘 定	257	資 産 除 去 債 務	245
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>105</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>55,024</b>
ソ フ ト ウ ェ ア	61	<b>純 資 産 の 部</b>	
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	28	<b>株 主 資 本</b>	<b>3,736</b>
商 標 権	14	資 本 金	4,097
そ の 他	0	資 本 剰 余 金	2,290
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>527</b>	資 本 準 備 金	2,290
関 係 会 社 株 式	11	利 益 剰 余 金	△2,651
差 入 保 証 金	441	そ の 他 利 益 剰 余 金	△2,651
そ の 他	75	繰 越 利 益 剰 余 金	△2,651
<b>資 産 合 計</b>	<b>58,760</b>	<b>自 己 株 式</b>	△0
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>3,736</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>58,760</b>

# 損 益 計 算 書

(自 平成25年 4月 1日)  
(至 平成26年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,254
売 上 原 価		1,814
売 上 総 利 益		1,440
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		351
営 業 利 益		1,088
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	20	
そ の 他	2	23
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	128	
株 式 交 付 費	8	
支 払 手 数 料	70	
債 権 流 動 化 費 用	117	
そ の 他	0	325
経 常 利 益		785
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	19	
P C B 廃 棄 物 処 理 費 用 引 当 金 戻 入 益	23	
そ の 他	4	47
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	57	
減 損 損 失	19	
特 別 調 査 費 用	14	91
税 引 前 当 期 純 利 益		741
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	48	
法 人 税 等 調 整 額	△1,127	△1,079
当 期 純 利 益		1,820

# 株主資本等変動計算書

(自 平成25年4月1日)  
(至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					評価・換算 差額等	新 予 約 株 権	純 資 産 計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金		
		資本準備金	その他利益 剰余金					
平成25年4月1日残高	3,252	1,445	△4,472	△0	225	1	0	227
新株の発行	845	845			1,690			1,690
当期純利益			1,820		1,820			1,820
純資産の部に直接計上された その他有価証券 評価差額金の増減					-	△1		△1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					-		△0	△0
事業年度中の変動額合計	845	845	1,820	-	3,510	△1	△0	3,508
平成26年3月31日残高	4,097	2,290	△2,651	△0	3,736	-	-	3,736

独立監査人の監査報告書

平成26年5月30日

日本アセットマーケティング株式会社  
取締役会 御中

UHY東京監査法人

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 谷 田 修 一 ㊟

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 鹿 目 達 也 ㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本アセットマーケティング株式会社（旧会社名 株式会社ジアース）の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本アセットマーケティング株式会社（旧会社名 株式会社ジアース）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年4月18日開催の取締役会において、重要な資産91億17百万円を取得、賃貸及び質借すること及び質料債権流動化による120億円の取得資金の調達を行うことについて決議し、これらを平成26年5月1日に実行している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第15期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年6月6日

日本アセットマーケティング株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 鹿 谷 豊 一 ㊟

監 査 役 勝 瀬 崇 ㊟

監 査 役 馬 淵 亜 紀 子 ㊟

(注) 監査役勝瀬崇及び馬淵亜紀子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

独立監査人の監査報告書

平成26年5月30日

日本アセットマーケティング株式会社

取締役会 御中

UHY東京監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 谷 田 修 一 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 鹿 目 達 也 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本アセットマーケティング株式会社（旧会社名 株式会社ジアース）の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年4月18日開催の取締役会において、重要な資産91億17百万円を取得、賃貸及び質借すること及び質料債権流動化による120億円の取得資金の調達を行うことについて決議し、これらを平成26年5月1日に実行している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及びその他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一. 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二. 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重要な事実はありません。
- 三. 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。ただし、事業報告に記載されておりますように、当社では過年度の不適切な会計処理が発覚いたしました。本件については、第三者委員会の調査・提言の下、平成24年3月期に関する会計処理について一部の売上と費用を純額表示し、平成24年3月期及び平成25年3月期の有価証券報告書及び内部統制報告書等に関する訂正報告書を提出しております。また、株式分割の事務処理について、平成25年10月24日付で東京証券取引所に改善報告書の提出を行い、平成26年5月2日付で改善措置の実施及び運用状況を記載した改善状況報告書の提出を行っております。当社はこのような状況を受け、これらの再発防止策を策定するとともに内部統制及びコンプライアンス、ガバナンスの強化に取り組んでいることを確認しており、現時点で指摘すべき事は認められません。監査役会は、今後もその継続的な改善状況を監視・検証してまいります。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年6月6日

日本アセットマーケティング株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 鹿 谷 豊 一 ㊞

監 査 役 勝 瀬 崇 ㊞

監 査 役 馬 淵 亜 紀 子 ㊞

(注) 監査役勝瀬崇及び馬淵亜紀子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 当社と株式会社マザーズオークション及び株式会社マーズとの各吸収合併契約承認の件

#### 1. 吸収合併を行う理由

当社は、経営体制及び事業効率の改善を図ることを目的として、当社を吸収合併存続会社とし、当社の完全子会社である、ビジネスサービス事業を営む株式会社マザーズオークション及び不動産賃貸・管理事業を営む株式会社マーズの2社をそれぞれ吸収合併消滅会社とする、各吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を行うことを決定いたしました。

なお、株式会社マザーズオークションは、平成26年3月31日時点において資産の額が負債の額を上回っている状態ではありますが、本合併がその効力を生ずる時点で当社において合併差損が生じないことが確実であると判断できない状況に鑑み、簡易合併手続を行わないものいたします。また、株式会社マーズは、本合併がその効力を生ずる時点において債務超過の状態にある見通しであり、本合併を行うことに伴い、当社において合併差損が生じることが見込まれます。そのため、本合併の実施に当たりましては、会社法第796条第3項ただし書及び第795条第2項第1号の規定に基づき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

#### 2. 吸収合併契約の内容の概要

本合併に係る吸収合併契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

#### 吸収合併契約書（写）

日本アセットマーケティング株式会社（以下「甲」という。）、株式会社マザーズオークション（以下「乙」という。）及び株式会社マーズ（以下「丙」という。）は、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### （合併の方法）

第1条 甲、乙及び丙は、甲を吸収合併存続会社、乙及び丙を吸収合併消滅会社として、吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。

2. 本合併により、甲は存続し、乙及び丙は解散する。

#### （商号及び住所）

第2条 甲、乙及び丙の商号及び住所は、次のとおりである。

<吸収合併存続会社>

甲 住所 東京都港区南青山二丁目6番18号  
商号 日本アセットマーケティング株式会社

<吸収合併消滅会社>

乙 住所 東京都港区南青山二丁目6番18号  
商号 株式会社マザーズオークション  
丙 住所 大阪府大阪市天王寺区上之宮町1番24号  
商号 株式会社マーズ

#### （効力発生日）

第3条 本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成26年7月1日とする。ただし、本合併の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙丙間で協議の上、効力発生日を変更することができる。

#### （金銭等の交付）

第4条 甲は、本合併に際し、株式・金銭その他の財産の交付を行わない。

(甲の資本金及び準備金)

第5条 本合併により、甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

(株主総会)

第6条 甲は、効力発生日の前日までに株主総会を招集し、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

2. 乙及び丙は、会社法第784条第1項の規定に基づき、本契約について株主総会の承認決議を受けずに本合併を行うものとする。

(会社財産の承継)

第7条 乙及び丙は、効力発生日において、一切の資産、債務その他の権利義務を甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

(善管注意義務)

第8条 甲、乙及び丙は、本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務を執行し、かつ、一切の財産管理の運営をするものとし、その財産及び権利義務に重要な影響をおよぼす行為を行う場合には、あらかじめ他の当事者と協議の上、これを実行する。

(吸収合併条件の変更及び本契約の解除)

第9条 本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、各々の財産または経営状態に重大な変動が生じた場合、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本合併の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲乙丙間で協議の上、本合併の条件その他の内容を変更し、または本契約を解除することができる。

(規定外事項)

第10条 本契約に定めない事項については、本契約の趣旨に従い、甲乙丙間で協議の上、これを定める。

本契約の締結を証するため本契約書1通を作成し、甲乙丙が記名押印のうえ、甲が本契約書の原本を所持し、乙及び丙は本契約書の写しを保管する。

平成26年5月23日

甲 東京都港区南青山二丁目6番18号  
日本アセットマーケティング株式会社  
代表取締役 越塚 孝之 ㊟

乙 東京都港区南青山二丁目6番18号  
株式会社マザーズオークション  
代表取締役 越塚 孝之 ㊟

丙 大阪府大阪市天王寺区上之宮町1番24号  
株式会社マーズ  
代表取締役 越塚 孝之 ㊟

### 3. 会社法施行規則第191条に定める内容の概要

#### (1) 合併対価の相当性に関する事項

当社は、株式会社マザーズオークション及び株式会社マーズの発行済株式の全部を所有しているため、本合併に際し、株式・金銭その他の財産の交付を行いません。また、本合併により、当社の資本金及び準備金の額は増加いたしません。

- (2) 株式会社マザーズオークションの最終事業年度に係る計算書類等  
株式会社マザーズオークションの最終事業年度に係る計算書類等は、法令及び定款の定めに基づきインターネット上の当社ウェブサイト  
(<http://www.jasset.co.jp/>) に掲示しております。
- (3) 株式会社マーズの最終事業年度に係る計算書類等  
株式会社マーズの最終事業年度に係る計算書類等は、法令及び定款の定めに基づきインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.jasset.co.jp/>) に掲示しております。
- (4) 合併当事会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項

① 第三者割当増資の実施

当社は、平成25年3月1日開催の取締役会において、下記のとおり、当社の新株式を株式会社エルエヌに割り当てることについて決議し、平成25年4月19日の臨時株主総会における承認を経て、平成25年4月22日に払込が完了いたしました。

本第三者割当増資により、新株式の割当先である株式会社エルエヌが、当社の主要株主である筆頭株主及び親会社となりました。

- |               |                                            |
|---------------|--------------------------------------------|
| 1. 発行株式の種類及び数 | 普通株式 1,300,000株                            |
| 2. 発行価格       | 1株につき 1,300円                               |
| 3. 払込金額の総額    | 1,690,000,000円                             |
| 4. 資本組入額      | 1株につき650円                                  |
| 5. 資本組入額の総額   | 845,000,000円                               |
| 6. 募集方法又は割当方法 | 第三者割当の方法による                                |
| 7. 払込期日       | 平成25年4月22日                                 |
| 8. 割当先及び割当株数  | 株式会社エルエヌ 1,300,000株                        |
| 9. 資金の用途      | 営業基盤拡充費、販売促進及び広告宣伝費、人件費等販売管理費、不動産関連事業の準備費用 |

② 固定資産の取得及び資金調達の実施

当社は、平成25年11月1日開催の取締役会決議において、以下のとおり固定資産を取得、賃貸及び賃借することを決議し、平成25年11月20日付で売買契約及び賃貸借契約並びに事業用定期借地契約を締結いたしました。

概要は以下のとおりであります。

1. 本取得、本賃貸及び本賃借の理由

本取得は、ドン・キホーテグループの組織再編の一環として、同グループ各社が保有する建物（一部物件については、土地及び建物）を当社に集約し、当社のノウハウを活かしたさらなる効率的活用・管理を図るためのものであります。

なお、当該資産については、本取得後も当社が同グループ各社に賃貸し、同グループ各社が事業を行っております。

また、本取得の内容には、土地の取得は含まれておりません（一部物件を除く）ので、当該建物に関して同グループ各社が保有もしくは賃借している土地については、事業用定期借地契約を締結するものであります。

2. 本取得、本賃貸及び本賃借の相手先の名称

株式会社ドンキホーテホールディングス、株式会社ドン・キホーテ、株式会社長崎屋、ドイツ株式会社、日本商業施設株式会社

なお、本賃貸においては、平成25年12月2日付で株式会社ドン・キホーテが純粋持株会社として株式会社ドンキホーテホールディングスに商号変更を行ったことに伴い、同日付で商号変更を行った株式会社ドン・キホーテ（旧称：株式会社ドン・キホーテ分割準備会社）に対して行っております。

### 3. 本取得資産の種類

#### 建物、土地及び信託受益権

信託受益権については、株式会社ドンキホーテホールディングス及び同社の連結子会社が、その保有する固定資産をみずほ信託銀行株式会社に信託設定して信託受益権を取得し、当該信託受益権を当社に譲渡しております。なお、信託受益権の譲渡にあたっては、みずほ信託銀行株式会社からの譲渡の承諾を得ております。

### 4. 本取得、本賃貸及び本賃借の日程

#### 本取得及び本賃貸

取締役会決議日：平成25年11月1日

売買契約締結日：平成25年11月20日

賃貸借契約締結日：平成25年11月20日

取得日：平成25年12月2日

#### 本賃借

取締役会決議日：平成25年11月1日

借地契約締結日：平成25年11月20日

賃借開始日：平成25年12月2日

### 5. 賃料債権流動化を用いた資金調達

当社は、株式会社みずほ銀行及び株式会社りそな銀行をアレンジャーとして、固定資産の取得資金の確保を目的とした310億円の賃料債権流動化による資金調達の実施を決定いたしました。本調達は、当社が株式会社ドンキホーテホールディングス及びその子会社に対して有している賃料債権を裏付けとして調達を行うものであります。

### ③固定資産の取得及び資金調達の実施

当社は、平成26年4月18日開催の取締役会決議において、以下のとおり固定資産を取得、賃貸及び賃借することを決議し、平成26年4月23日付で売買契約及び賃貸借契約を締結、平成26年5月1日付で事業用定期借地契約を締結いたしました。概要は以下のとおりであります。

#### 1. 本取得、本賃貸及び本賃借の理由

本取得は、ドン・キホーテグループの組織再編の一環として、同グループ各社が保有する建物（一部物件については、土地及び建物）を当社に集約し、当社のノウハウを活かしたさらなる効率的活用・管理を図るためのものであります。

なお、当該資産については、本取得後も当社が同グループ各社に賃貸し、同グループ各社が事業を行っております。

また、本取得の内容には、土地の取得は含まれておりません（一部物件を除く）ので、当該建物に関して同グループ各社が保有もしくは賃借している土地については、事業用定期借地契約又は土地賃貸借契約を締結するものであります。

#### 2. 本取得、本賃貸及び本賃借の相手先の名称

株式会社ドンキホーテホールディングス、株式会社ドン・キホーテ、株式会社長崎屋、ドイツ株式会社、日本商業施設株式会社、有限会社エヌエイオー

### 3. 本取得資産の種類

#### 建物、土地及び信託受益権

信託受益権については、株式会社ドンキホーテホールディングス及び同社の連結子会社が、その保有する固定資産をみずほ信託銀行株式会社に信託設定して信託受益権を取得し、当該信託受益権を当社に譲渡しております。なお、信託受益権の譲渡にあたっては、みずほ信託銀行株式会社からの譲渡の承諾を得ております。

#### 4. 本取得、本賃貸及び本賃借の日程

##### 本取得及び本賃貸

取締役会決議日：平成26年4月18日

売買契約締結日：平成26年4月23日

賃貸借契約締結日：平成26年4月23日

取得日：平成26年5月1日

##### 本賃借

取締役会決議日：平成26年4月18日

土地賃貸借契約締結日：平成26年4月23日

事業用定期借地契約締結日：平成26年5月1日

賃借開始日：平成26年5月1日

#### 5. 賃料債権流動化を用いた資金調達

当社は、株式会社みずほ銀行及び株式会社りそな銀行をアレンジャーとして、固定資産の取得資金の確保を目的とした120億円の賃料債権流動化による資金調達の実施を決定いたしました。本調達は、当社が株式会社ドンキホーテホールディングス及びその子会社に対して有している賃料債権を裏付けとして調達を行うものであります。

#### ④固定資産の取得

当社は、平成26年4月22日の取締役会において、以下のとおり固定資産を取得することを決議いたしました。概要は以下のとおりであります。

##### 1. 本取得の理由

本取得は、事業用収益物件を取得し、当社の不動産賃貸事業の収益の増強を進めるためのものであります。

##### 2. 本取得の相手先の名称

本取得の物件は、複数の所有者が所有している物件であります。相手先は法人と一般個人となります。契約上の都合により、相手先の概要については開示を控えさせていただいております。

##### 3. 本取得資産の種類

建物、土地

##### 4. 本取得の日程

取締役会決議日：平成26年4月22日

契約締結日：平成26年4月22日

物件引渡日：平成26年4月22日

##### 5. 取得する資産の価額

契約上の都合により、取得価額については開示を控えさせていただいております。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 当社の事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に目的事項の追加を行い、号文の新設に伴い号数の繰り下げを行うものであります。
- (2) 当社は、経営効率の向上を図るため、本社機能を東京都港区から東京都江戸川区に移転しておりますが、実際の本店業務にあわせて現行定款第3条（本店の所在地）に定める本店の所在地を変更するものであります。
- (3) 公告費用の削減を図るため、現行定款第5条（公告方法）に定める、やむを得ない事由により電子公告による公告ができない場合の措置を変更するものであります。
- (4) その他、必要な文言の加除、修正等、所要の変更を行うものであります。



2. 変更の内容 \_\_\_\_\_ (下線部分) は変更箇所を示しております。

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. インターネットを利用した不動産・住宅等のマーケティングリサーチ業務および情報提供サービス業務</li> <li>2. <u>コンピューター、インターネット等による不動産・住宅等に関するソフトウェアの企画・開発・販売</u></li> <li>3. 不動産オークション会場の経営および運営</li> <li>4. 不動産・建設プロジェクトに関する調査、企画、設計、管理、事業計画の立案、事業運営に関するマネジメントおよびこれらのコンサルティング、請負、受託</li> <li>5. <u>建物の維持管理に関する業務</u></li> <li>6. 宅地造成および建物の建築、修繕、増改築</li> <li>7. 不動産の売買、仲介、販売代理、賃貸、管理および保有</li> <li>8. 建築設計および監理業務</li> <li>9. 都市計画および地域計画に関する企画・調査・設計・管理およびコンサルティング</li> <li>10. 不動産鑑定業</li> <li>11. 損害保険代理業</li> <li>12. 金融商品取引業</li> <li>13. 生命保険の募集に関する業務</li> <li>14. 企業の合併、提携、営業権の譲渡に関する調査、企画およびそれらの斡旋仲介業務ならびにそのコンサルティング</li> <li>15. 不動産特定共同事業法に基づく事業</li> <li>16. 特定目的会社、特別目的会社および不動産投資信託に対する出資ならびに出資持分の売買、仲介および管理</li> <li>17. 資産流動化に関する法律に基づく特定資産の流動化にかかわる業務</li> <li>18. 金銭の貸し付け、各種債権の売買、立替払い、債務の保証・引受およびその他金融業務</li> <li>19. 結婚式場の企画・運営・管理およびコンサルティング</li> <li>20. ホテル・旅館の企画・運営・管理およびコンサルティング</li> <li>21. ゴルフ場の企画・運営・管理およびコンサルティング</li> <li>22. 金融機関・取引当事者の委託を受けてなす担保物権の事務管理等のエスクロー業務</li> <li>23. 不動産の取引当事者の委託を受けてなす取引物件の事務管理等のエスクロー業務</li> </ol>	<p>(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. インターネットを利用した不動産・住宅等のマーケティングリサーチ業務および情報提供サービス業務</li> <li>2. ソフトウェアの企画、開発、<u>販売</u></li> <li>3. 不動産および不動産オークション会場の経営および運営</li> <li>4. 不動産・建設プロジェクトに関する調査、企画、設計、管理、事業計画の立案、事業運営に関するマネジメントおよびこれらのコンサルティング、請負、受託</li> <li>5. <u>建物および建物関連設備の運転、保守、点検、整備、管理、環境、衛生、清掃等に関するマネジメントおよびこれらのコンサルティング、請負、受託</u></li> <li>6. 宅地造成および建物の建築、修繕、増改築</li> <li>7. 不動産の売買、仲介、販売代理、賃貸、管理および保有</li> <li>8. 建築設計および監理業務</li> <li>9. 都市計画および地域計画に関する企画・調査・設計・管理およびコンサルティング</li> <li>10. 不動産鑑定業</li> <li>11. 損害保険代理業</li> <li>12. 金融商品取引業</li> <li>13. 生命保険の募集に関する業務</li> <li>14. 企業の合併、提携、営業権の譲渡に関する調査、企画およびそれらの斡旋仲介業務ならびにそのコンサルティング</li> <li>15. 不動産特定共同事業法に基づく事業</li> <li>16. 特定目的会社、特別目的会社および不動産投資信託に対する出資ならびに出資持分の売買、仲介および管理</li> <li>17. 資産流動化に関する法律に基づく特定資産の流動化にかかわる業務</li> <li>18. 金銭の貸し付け、各種債権の売買、立替払い、債務の保証・引受およびその他金融業務</li> <li>19. 結婚式場の企画・運営・管理およびコンサルティング</li> <li>20. ホテル・旅館の企画、運営、管理およびコンサルティング</li> <li>21. ゴルフ場の企画、運営、管理およびコンサルティング</li> <li>22. 金融機関・取引当事者の委託を受けてなす担保物権の事務管理等のエスクロー業務</li> <li>23. 不動産の取引当事者の委託を受けてなす取引物件の事務管理等のエスクロー業務</li> </ol>

現行定款	変更案
24. 博物館、科学館、美術館、ギャラリー 一、図書館、資料館、多目的ホールの 経営、企画・運営・管理ならびにそれ らに関するコンサルティング 25. 飲食店の企画・運営・管理およびコン サルティング 26. 物販店の企画・運営・管理およびコン サルティング 27. 家具の企画・製作および家具店の企 画・運営・管理およびコンサルティング 28. 広告業 29. 広告、宣伝に関する企画、製作および 広告代理店業	24. 博物館、科学館、美術館、ギャラ リー、図書館、資料館、多目的ホールの 経営、企画、運営、管理ならびにそれ らに関するコンサルティング 25. 飲食店の企画、運営、管理およびコン サルティング 26. 物販店の企画、運営、管理およびコン サルティング 27. 家具の企画、製作および家具店の企 画、運営、管理およびコンサルティング 28. 広告業 29. 広告、宣伝に関する企画、製作および 広告代理店業 30. 警備業法で定義される警備業 31. 一般労働者派遣事業、特定労働者派遣 事業および有料職業紹介事業 32. 駐車場の設計、施工および監理 33. 駐車場の管理、運営および賃貸 34. 放置車両の確認等および放置違反金 に関する業務 35. 土木一式工事、建築一式工事、大工工 事、左官工事、とび・土工・コンクリ ート工事、石工事、屋根工事、電気工 事、管工事、タイル・れんが・ブロッ ク工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、ほ 装工事、板金工事、ガラス工事、塗装 工事、防水工事、内装仕上工事、機械 器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信 工事、造園工事、建具工事、水道施設 工事、消防施設工事および清掃施設工 事に関する調査、企画、設計、施工、 改修および監理 36. 電気設備、防災・防犯設備、通信機 器、空気調和設備等の設計、施工、改 修および監理 37. 前号に掲げる設備および関連資材の 販売ならびに賃貸 38. 昇降機の設置工事および販売に関す る業務 39. 事務所、店舗等の内装工事の設計、施 工、改修および監理に関する業務 40. 前号に掲げる工事に関連する資材の 販売 41. カタログ通信販売業 42. 衣料品、家庭用電気製品、家具、室内 装飾品雑貨の販売および賃貸 43. 食料品、酒類、飲料水、穀物、塩等の 販売 44. 包装紙、袋、ラップ、トレー等の包装 資材の販売 45. 自動車・自転車・軽車両等の車両、日 用品雑貨、玩具、絵画・美術工芸品、 観賞用植物、愛玩動物、スポーツ用 具、医療用具、厨房機器および空調設 備機器の販売および賃貸 46. 映画、レコード、ビデオテープおよび ビデオディスクの販売および賃貸 47. 医薬品、医薬部外品、化粧品、化学工 業薬品、動物用医薬品、農薬、肥料、 飼料および計量器の販売
<u>(新設)</u>	
<u>(新設)</u>	
<u>(新設)</u>	
<u>(新設)</u>	
<u>(新設)</u>	
<u>(新設)</u>	
<u>(新設)</u>	
<u>(新設)</u>	
<u>(新設)</u>	
<u>(新設)</u>	
<u>(新設)</u>	
<u>(新設)</u>	
<u>(新設)</u>	
<u>(新設)</u>	
<u>(新設)</u>	



現行定款	変更案
(新設)	48. <del>煙草、切手、印紙、商品券、高速道路券等の販売</del>
(新設)	49. <del>オフィスコンピューター、ファクシミリ等の事務用機器の導入提案、販売、賃貸および事務用機器の消耗品の販売</del>
(新設)	50. <del>前各号各商品の卸売、評価鑑定、通信販売、古物の売買、レンタル業ならびに輸出入業</del>
30. <u>上記各号に付帯関係する一切の業務</u>	51. <u>前各号に付帯関連する一切の業務</u>
(本店の所在地) 第3条 当会社の本店は、東京都港区に置く。	(本店の所在地) 第3条 当会社の本店は、東京都江戸川区に置く。
(機関の設置) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。	(機関の設置) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。
(公告方法) 第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、 <u>日本経済新聞に掲載する方法による。</u>	(公告方法) 第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、 <u>官報に掲載する方法による。</u>
第6条～第10条 (省略)	第6条～第10条 (現行どおり)
(単元未満株を有する株主の権利) 第11条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができる。 ① <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> ② <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> ③ <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> ④ <u>次条に定める請求をする権利</u>	(単元未満株式を有する株主の権利) 第11条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができる。 1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> 2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> 3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> 4. <u>次条に定める請求をする権利</u>
第12条～第22条 (省略)	第12条～第22条 (現行どおり)
(代表取締役および役付取締役) 第23条 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。 ② <u>取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u>	(代表取締役および役付取締役) 第23条 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。 ② <u>取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u>
第24条、第25条 (省略)	第24条、第25条 (現行どおり)
(取締役会の決議方法) 第26条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</u>	(取締役会の決議方法) 第26条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>

### 第3号議案 取締役4名選任の件

取締役3名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営陣の一層の充実、強化を期するため1名増員し、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	越塚孝之 (昭和48年8月31日生)	平成11年7月 ㈱ドン・キホーテ(現㈱ドンキホーテホールディングス)入社 平成19年4月 ㈱ドンキコム(現㈱リアリット)取締役(現任) 平成24年10月 ㈱デイワン 代表取締役社長 平成25年6月 当社 代表取締役社長(現任) 12月 日本商業施設㈱ 取締役(現任)	一株
2	安本龍司 (昭和51年10月5日生)	平成15年8月 ㈱ドン・キホーテ(現㈱ドンキホーテホールディングス)入社 平成24年7月 ㈱ドン・キホーテシェアードサービス 転籍 同社 契約管理部部長(現任) 平成25年6月 当社 取締役(現任)	一株
※ 3	進藤陽介 (昭和56年12月10日生)	平成16年3月 ㈱ドン・キホーテ(現㈱ドンキホーテホールディングス)入社 平成23年9月 同社 内部監査室室長代理 平成25年7月 ㈱ドン・キホーテシェアードサービス 転籍 同社 グループ戦略部 マネージャー(現任) 8月 当社 内部監査室室長 平成26年3月 当社 管理本部部長(現任)	一株
※ 4	馬淵亜紀子 (昭和49年6月18日生)	平成13年11月 司法試験合格 平成15年10月 弁護士登録(東京弁護士会) 平成20年9月 ㈱リアリット 監査役(現任) 平成25年6月 当社 社外監査役(現任)	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. ※印は新任の取締役候補者であります。  
 3. 馬淵亜紀子氏は、社外取締役候補者であります。  
 4. 馬淵亜紀子氏は、弁護士として法務分野での豊富な経験と専門知識を有しており、主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。  
 同氏は現在、当社社外監査役であり、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって1年であります。また、同氏が当社社外監査役として在任中、株式分割に伴う公告手続の不備により、東京証券取引所へ「改善報告書」(平成25年10月24日付)及び「改善状況報告書」(平成26年5月2日付)を提出しております。また、過去に発生いたしました不適切な会計処理が判明し、第三者委員会による調査の結果、過年度決算の訂正を行っており、平成26年5月15日付で東京証券取引所より上場契約違約金の支払及び改善報告書の提出を求める旨の通知を受領しております。このような事実に対し、当社取締役会が行った法令遵守体制の一層の充実・強化などの再発防止策や対応について、適切に監査を行うなどその職務を果たしております。  
 5. 当社は馬淵亜紀子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が社外取締役として選任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。  
 6. 馬淵亜紀子氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款に基づく責任限定契約を締結する予定であります。責任限定契約の概要は、会社法第423条第1項の責任について、取締役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度としております。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役馬淵亜紀子氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、選任されます監査役の任期は、当社定款の定めにより、前任者の任期満了の時までとなります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

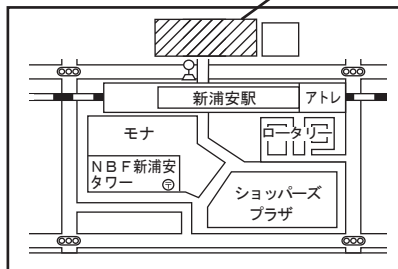
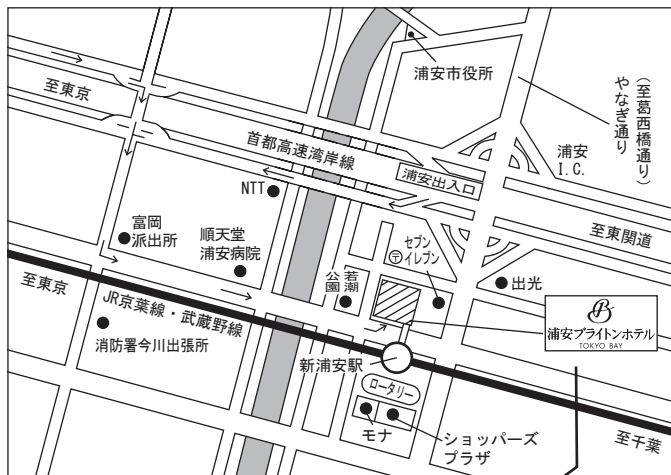
氏名 (生年月日)	略歴及び当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
金子淳 (昭和49年12月14日生)	平成13年11月 司法試験合格 平成15年10月 弁護士登録(東京弁護士会) 平成19年12月 金子総合法律事務所開設	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 金子淳氏は、新任の監査役候補者であります。  
 3. 金子淳氏は、社外監査役候補者であります。  
 4. 金子淳氏は、弁護士として法務分野での豊富な経験と専門知識を有しており、主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。  
 5. 金子淳氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款に基づく責任限定契約を締結する予定であります。責任限定契約の概要は、会社法第423条第1項の責任について、監査役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度としております。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 千葉県浦安市美浜1-9  
浦安ブライトンホテル 1階 フィースト  
電 話 047 (355) 7777



## <交通のご案内>

(電車) ○ JR京葉線・JR武蔵野線新浦安駅より徒歩1分  
(改札口を出て「アトレ」入口手前を左折)

(東京ベイシティ交通バス)

- 地下鉄東西線浦安駅(浦安駅入口)発舞浜駅行(2系統)  
新浦安駅北口下車、徒歩1分
- 地下鉄東西線浦安駅(浦安駅入口)発マリナイースト21行(3系統)  
新浦安駅下車、徒歩1分